

石岡市立府中中学校後援会会則

第1条 本会は、府中中学校後援会と称し、事務局を府中中学校内に置く。

第2条 本会は、府中中学校の教育施設並びにその内容の充実拡充を後援し、府中中学校PTAとともに教育環境の整備に協力することを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育施設の整備に対する援助
- (2) 体育奨励のため、各種競技会参加援助
- (3) 生徒の対外教育活動の費用の補助
- (4) 図書館教育充実の助成
- (5) 視聴覚教育施設充実の援助
- (6) 科学教育、産業教育、学校保健教育等の施設設備への協力
- (7) その他教育施設、整備の充実に対する援助
- (8) 教職員の生徒指導研究の助成

第4条 本会の会員は、普通会员及び特別会員の二種とする。

- (1) 普通会员は、府中中学校に在学する生徒の保護者または学区内に居住するもので、会の趣旨に賛同し、第5条の会費を納めるものとする。
- (2) 特別会員は、学区内外を問わず本会の趣旨に賛同し、特殊の寄付を行った者とする。

第5条 本会の会費は、一口につき月額100円とする。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 5名 幹事 2名 会計 2名 会計監査員 2名

第7条 本会は役員の外に、評議員若干名を置き、役員（会計監査員を除く）と評議員にて、評議員会を組織する。

第8条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。

第9条 幹事は会長の命令により会務を処理し、会計は本会の金銭の収入支出を行う。

第10条 会計監査員は本会の会計を監査する。

第11条 評議員会は会長の招集により開催し、本会の事業を企画立案し、総会の承認を得て事業を執行するものとする。

第12条 本会の総会は年1回開催し、会務の報告、予算の審議、決算の承認、評議員会より提案された事項を審議承認する。

第13条 会長、副会長及び会計監査員は総会で選出し、幹事、会計及び評議員は会長が委嘱する。

第14条 本会の役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第15条 本会の議決は、出席者の過半数の賛成により決められる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

《 付則 》

本会則は、昭和42年5月19日より施行する。

本会則は、平成23年4月16日、改正する。